入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院 院長 横 須 賀 收

1. 調達内容

(1) 調達物件名及び数量 検査試薬単価購入契約 3品目

(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院

(5) 入札方法

入札金額については、購入物品、輸送費等納入に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。) 第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。
- 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に揚げる者
- (2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実が あった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人そ の他の使用人として使用する者についても、同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件 の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」においてA・B・C 又はD等級に格付けされ、関東、甲信越地域の競争参加資格を有する者であ ること。但し、登録資格の停止を受けている期間は本件入札に参加できない。
- (4) 薬事法に基づく医薬品の一般販売業の許可を受けた者であること。
- (5) 購入される医薬品等を経理責任者が指定する日時・場所に十分に納品することができること。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。

3. 入札参加書類の提出場所等

- (1) 入札参加書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒 273-8556 船橋市海神6-13-10 経理課 契約係 電話 047-433-2111
- (2) 入札説明書の交付方法・交付期間

上記の交付場所にて機密保持に関する誓約書と引き換えに交付する。

※機密保持に関する誓約書は、当院HPの調達情報から両面印刷すること。

令和3年1月14日 ~ 令和3年1月29日 9:00 ~ 17:00

(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く)

- (3) 入札書の受領期限 令和3年1月29日 17:00
- (4) 開札の日時及び場所 令和3年2月1日 13:00 院内第一会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書の作成期限

契約の相手方は開札日の翌日から起算して10 日以内(土日・祝日を除く。)に 記名押印の上契約書を作成しなければならない。なお、契約の相手方は、入札説明 書(関係書類)等で所定の書式が示されている場合には、当該書式により作成しな ければならない。

契約の相手先に決定された入札者が 契約書の作成期限の延長を申請する場合は、上記の契約書の作成期限内に書面にて経理責任者に申し入れるものとする。 ただし、その場合であっても 20 日(土日・祝日を除く。)を超えることはできない。

(7) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(8) 詳細は入札説明書による